

令和 5 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	20 事 業 所
年 間 総 給 水 量	16,204,650 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5,599,800 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	44,275 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15,300 立方メートル

(2) 主要建設事業

事 業 名	施 行 場 所	事 業 費	事 業 概 要
北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	747,580 千円	浄水場工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,117,400 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,013,430 千円
第 2 項 事 業 外 収 益	103,970 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	1,697,477 千円
第1項 営業費用	1,631,406 千円
第2項 財務費用	65,526 千円
第3項 事業外費用	45 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 375,658 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 332,491 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,167 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,098,280 千円
第1項 企業債	1,097,900 千円
第2項 雑収入	380 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,473,938 千円
第1項 建設費	747,580 千円
第2項 改良費	350,795 千円
第3項 企業債償還金	375,563 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
新北上浄水場建設（第二期）工事	令和5年度から令和7年度まで	3,433,000 千円
第二浄水場中央監視制御装置補修工事	令和5年度から令和6年度まで	9,000 千円
第三浄水場H I S装置等機能増設工事	令和5年度から令和6年度まで	4,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水池増設工事	令和5年度から令和6年度まで	227,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水ポンプ更新	令和5年度から令和6年度まで	13,000 千円

工事

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,097,900千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,098,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 180,690千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

令和5年2月15日提出

岩手県知事 達 増 拓 也